

豊富町格技場使用料金表

		時間区分	使用料(円)			
			午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 21:00	全日 9:00 ~ 21:00
使用区分						
団体	中学生以下	1,000	1,500	1,500	4,000	
	高校生以上	2,000	3,000	3,000	8,000	
個人	中学生以下	100	100	100		
	高校生以上	200	200	200		

備考1 団体とは10名以上をいう。

2 冬期間(11月～4月)暖房使用時の使用料は、規定使用料の3割増しとする。

3 合計金額の10円未満端数は切り捨てる。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。